

# 【国民年金の保険料】

保健医療課国保年金係 ☎0824-73-1158

三次社会保険事務所 ☎0824-62-3107



国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入する制度です。保険料を納め続けることで、老齢基礎年金や万が一の場合の障害基礎年金、遺族基礎年金が受けられます。

## 申請をすることで 保険料納付を免除

病気や失業など経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付を免除する制度があります。

保険料免除制度には、法定免除と申請免除の二種類があります。それぞれ対象が異なります。

## ●法定免除

障害基礎年金を受けている人や生活保護法に基づく生活扶助を受けている人が該当します。

## ●申請免除

前年の所得が少ないなど、経済的な理由で保険料を納めることが困難な人が該当します。

す。さらに申請免除には、保険料の全額を免除する「全額免除」と、保険料の半額を免除する「半額免除」があります。申請免除はどなたにでも認められるわけではなく、所得(収入)が次の基準額を下回る場合に承認されます。(基準額は家族構成などによって異なります)

【全額免除】Ⅱ(扶養親族等の数+1)×35万+22万円  
【半額免除】Ⅱ18万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

平成17年7月からの申請免除について、初回申請時に、次周期以降も免除要件に該当すれば免除を申請する旨をあらかじめ申し出ておくことにより、毎年度の申請書の提出が不要となりました。対象は前年所得に基づく免除等申請(全

額免除及び若年者納付猶予に限る。)が承認された人が対象です。

## 20歳代の方には 納付猶予制度も

保険料免除制度のほか、他の年代層に比べて所得が少ない若年層(20歳代)の方には、申請により保険料の納付が猶予される制度(若年者納付猶予制度)があります。

若年者納付猶予の所得基準は全額免除と同様の基準額ですが、本人と配偶者の所得のみで審査されます。

## 保険料の納め忘れは ありませんか

国民年金保険料は社会保険庁からお送りする納付書により、国へ直接納めていただくことになっています。年金は皆さんの保険料で支えられていますので、納め忘れのないようお願いします。なお社会保険事務所では、国民年金保険料を納め忘れた人に、保険

料の未納額が多くならないよう、催生戸状や「国民年金推進員」の戸別訪問などでお知らせをしています。

## 保険料は口座振替で

平成17年4月から、口座振替による保険料納付を促進するため、「口座振替早取引制度」が導入されました。これは、保険料の割引がある1年分・半年分の保険料を前納する納付方法に加え、月々に口座振替で納付する場合であっても、早期に納付することにより割引される制度です。

★早取引(当月末振替) 40円割引

★現金払いで1年前納 40円割引

2、890円の割引

★口座振替による1年前納

3、420円の割引

口座振替を活用して保険料を前納された場合、二重の割引が受けられお得です。詳細については三次社会保険事務所への国民年金課へお問い合わせ下さい。